
第5章 計画の基本的な考え方

第5章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

住み慣れた地域で ともにつながり支え合い
自分らしく 安心して暮らせるまち まいばら

わが国は人口減少社会を迎え、高齢化は一層加速していきます。団塊世代はすでに75歳を迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向けて、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えることとなります。

本市においては、既に後期高齢者が前期高齢者を大きく上回る状況にあり、令和22年に向けて高齢者人口は減少し、さらに後期高齢者も減少すると推計されます。その中で、介護ニーズの高い90歳以上の高齢者は増加を続けることが予測されます。

このことは、介護サービスの量の確保についてはおおむね充足している、あるいは対応が可能な状況といえます。その一方で、医療を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加し、老々介護や認々介護という状況が発生することも考えられます。また、通院や買い物のための移動手段が容易には確保できなくなるといった不安の声も多く聞かれます。

介護が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいということは、だれもが共通の願いといえます。その願いを実現させるため、介護サービスの確保に留まらず、十分な医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の一層の充実が必要です。

介護や医療の公的なサービスだけでなく、個々の生活課題に対してきめ細かく対応できる、NPO法人やボランティアによるサービス、地域住民による支え合いや助け合いなど、地域のあらゆる資源を効率的・効果的に活用しながら、重層的・継続的な支援が求められます。もちろん、高齢者自身も支えられる立場だけではなく、支える立場として、地域の中での役割が期待されます。

すなわち、本計画では、必要な介護や医療のサービスの確保に加え、それに関わる多職種、多機関・団体が連携し、地域住民をはじめとした地域の福祉力の向上を図り、地域包

括ケアシステムを強化していくことにより、地域に暮らす人たちが共に支えあう「地域共生社会」の実現を目指していきます。

本市が目指す高齢社会の姿を「**住み慣れた地域で ともにつながり支え合い 自分らしく 安心して暮らせるまち まいばら**」と表し、この計画の基本理念とします。

2 計画の基本方針

次の5つの基本方針に基づいて計画を策定、推進していきます。

基本方針1 いつまでも元気でいきいきと活躍するために

高齢者が元気で暮らしていくために、働く喜びと生きがいづくりの場（機会）の充実を図り、高齢者の社会参加を促進します。

また、高齢者保健事業の効果的な展開、通いの場の充実、介護予防教育事業などによるフレイル対策の充実を図ります。

基本方針2 住み慣れた地域で暮らし続けるために

一層の高齢化の進展、高齢者のみの世帯の増加などにより、介護だけでなく、通院、買い物など日常生活における支援が重要課題となってきました。また、日常の見守り、災害時の避難、防犯など地域ぐるみの支え合いが不可欠となってきました。個々の生活課題に対してきめ細かく対応できる、NPO法人やボランティアによるサービス、地域住民による見守りや支え合いの取組を促進するなど地域の福祉力を高め、公的なサービスと併せて高齢者の生活を支援します。

基本方針3 地域包括ケアを推進するために

地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センター機能の充実と関連機関等との連携の更なる強化を図り、包括的な相談・支援の充実を図ります。

保険者・地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議を活用して、関係職種レベルアップ、会議を通して見えてくる地域課題の解決に向けて取り組みます。また、在宅医療・介護の連携、高齢者・障がい者が安心して暮らすための成年後見制度の体制強化など権利擁護を推進します。

さらに、複合化・複雑化する様々な地域の課題に対応するため、重層的支援体制整備事業に取り組み、高齢者だけでなく、障がい者、子ども等を含めた全ての人々を対象とする包括的な支援体制を構築して「地域共生社会」の実現を目指します。

基本方針4 認知症になっても安心して暮らせるために

最重要課題の一つである認知症施策については、早期診断・早期対応の体制整備、相談体制の充実・周知、医療・看護・介護等関係者の専門性の向上、家族介護者への支援、地域住民の理解と協力、チームオレンジの立ち上げなどに取り組み、認知症になっても安心して暮らせるやさしい地域づくりを推進します。

基本方針5 介護保険事業の持続的な運営のために

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう在宅介護サービスの充実を図ります。さらに、保険者機能の強化として地域課題の分析・評価を行い自立支援・重度化防止に取り組みます。また、介護給付適正化事業を推進するとともに、人材の確保・育成等に必要な支援策の検討を図ります。

加えて、感染症対策など、事業継続の支援に努めます

3 施策の体系（案）

基本理念

住み慣れた地域で
ともにつながり支え合い
自分らしく
安心して暮らせるまち
まいばら

基本方針

①いつまでも元気でいきいきと活躍するために

- (1) 生きがい・社会参加の促進
- (2) 高齢者保健事業の実施
- (3) フレイル対策の充実

②住み慣れた地域で暮らし続けるために

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 地域福祉の推進
- (3) 防災・防犯・安心の体制づくり
- (4) 外出の支援
- (5) 家族介護者への支援

③地域包括ケアを推進するために

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) ケアマネジャー・サービス事業者への支援
- (3) 権利擁護の促進
- (4) 地域包括ケアシステムの推進
- (5) 重層的支援体制整備事業
- (6) 在宅医療・介護の体制整備

④認知症になっても安心して暮らせるために

- (1) 症状に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (2) 認知症家族介護者への支援
- (3) 認知症の理解促進とやさしい地域づくり

⑤介護保険事業の持続的な運営のために

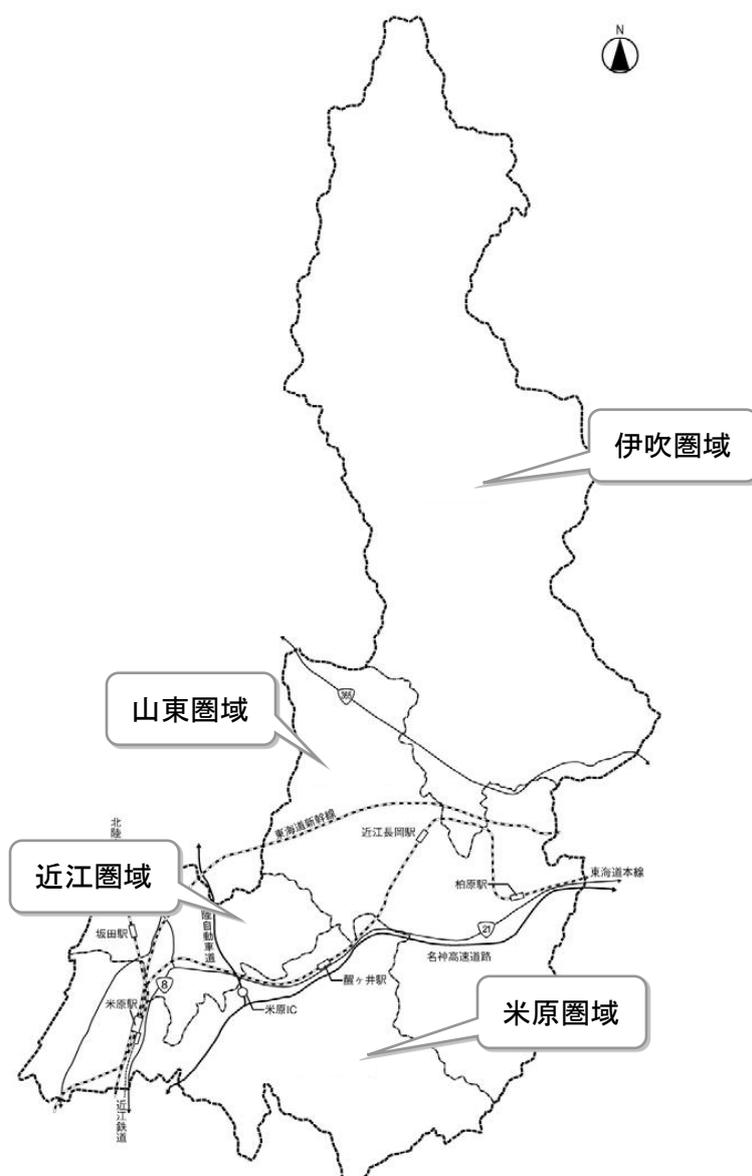
- (1) 介護サービスの充実
- (2) サービスの質の確保・向上と適正な利用
- (3) 介護・福祉人材の確保・定着・育成
- (4) 感染症等への対策支援と事業継続力の強化

4 日常生活圏域の設定

市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、「日常生活圏域」を定めることが必要とされています。

「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供および地域における継続的な支援体制の整備を図るため設定しています。

この計画期間においては、本市の日常生活圏域は第8期計画に引き続き4圏域とします。



5 目標年度の推計人口

令和元年から令和5年までの10月1日現在の住民基本台帳人口を基に推計を行っています。なお、第9期の計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間ですが、中長期的視点に立ち、団塊ジュニア世代が65歳以上（団塊の世代が90歳以上）となる令和22年（2040年）、団塊ジュニア世代が75歳以上（団塊の世代が100歳以上）となる令和32年（2050年）についても推計を行っています。

市全体の高齢者人口は、計画期間内は約11,400人で推移します。年齢別では、65～74歳の前期高齢者は減少しますが、団塊の世代が含まれる75～79歳が増加します。80～84歳も令和6年に増加しますが、その後減少に転じます。85～89歳は計画期間内は減少し、その後増加に転じ、90歳以上は増加を続けると予測されます。

令和22年度には、65歳以上人口、75歳以上人口は減少しますが、85歳以上人口は増加します。令和32年度には、65歳以上人口、75歳以上人口、85歳以上人口すべて減少すると推計されます。

図表5-1 推計人口

単位：人、（％）

区 分	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
総人口	37,455	37,093	36,728	36,366	30,711	26,764
40歳未満	13,798	13,513	13,222	12,950	10,124	8,761
40～64歳 (第2号被保険者)	12,272	12,187	12,075	12,002	9,570	7,805
65歳以上 (第1号被保険者)	11,385	11,393	11,431	11,414	11,017	10,198
65～69歳	2,384	2,371	2,392	2,384	2,408	2,010
70～74歳	2,595	2,483	2,418	2,365	2,228	2,100
75～79歳	2,173	2,249	2,406	2,533	2,011	2,019
80～84歳	1,793	1,902	1,841	1,723	1,700	1,671
85～89歳	1,399	1,328	1,289	1,295	1,421	1,270
90歳以上	1,041	1,060	1,085	1,114	1,249	1,128
再掲						
65～74歳	4,979	4,854	4,810	4,749	4,636	4,110
75歳以上	6,406	6,539	6,621	6,665	6,381	6,088
85歳以上	2,440	2,388	2,374	2,409	2,670	2,398
高齢化率	(30.4)	(30.7)	(31.1)	(31.4)	(35.9)	(38.1)
後期高齢化率	(17.1)	(17.6)	(18.0)	(18.3)	(20.8)	(22.7)
85歳以上の割合	(6.5)	(6.4)	(6.5)	(6.6)	(8.7)	(9.0)

(注) 令和元年から令和5年までの10月1日時点の住民基本台帳人口を基に、「コーホート変化率法」（1歳刻み）を用いて推計しています。

6 要支援・要介護認定者数の推計

本市の要介護認定者数は令和5年6月末現在2,242人です。計画期間内は約2,250人で推移すると予測しました。その後、高齢者人口は減少しますが、90歳以上の高齢者は増加を続けることから、要介護認定者数も増加を続け、令和22年（2040年）度には2,339人、令和5年度と比べて97人（4.3%）の増加と見込みました。

令和22年以降は、85歳以上人口は減少に向かうことから、要介護認定者数も減少すると予測され、令和32年（2050年）度には2,166人、令和5年度と比べて76人（3.4%）の減少と見込みました。

図表5-2 要介護認定者数の推計

単位：人、（%）

区 分		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)	
総 数		2,242	2,252	2,252	2,257	2,339	2,166	
要 介 護 度 別	要支援	1	150	151	150	149	152	142
		2	272	275	273	271	274	259
	要介護	1	538	539	538	538	556	515
		2	440	443	443	445	459	424
		3	334	334	336	336	354	327
		4	302	303	306	309	326	299
		5	206	207	206	209	218	200
再 掲	1号被保険者	2,212	2,222	2,222	2,227	2,314	2,145	
	2号被保険者	30	30	30	30	25	21	
認定率		(19.7)	(19.8)	(19.7)	(19.8)	(21.2)	(21.2)	

- (注) 1 認定率=65歳以上の要介護認定者数÷高齢者数
 2 令和5年度は令和5年6月末現在
 3 高齢者人口は図表5-1 65歳以上（第1号被保険者）をいう。

7 認知症高齢者数の推計

要介護認定者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のランクⅡ以上の人を認知症として、認知症高齢者数の推計を行いました。令和5年6月末現在、要介護認定者で認知症の自立度が判明している人のうち、ランクⅡa～Mの人は1,881人です。年齢別の認知症の出現率を用いて、目標年度における推計人口に掛け合わせて認知症高齢者数を推計しました。

認知症になる割合が高い85歳以上の高齢者の増加に伴い、令和22年度の認知症高齢者数は2,000人を上回ると予測されます。その後は高齢者数の減少にともない認知症高齢者数も減少に転じると予測されます。

図表5-3 目標年度の認知症高齢者数の推計（40～64歳を含む）

単位：人、（％）

区分	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
総数	1,881 (16.5)	1,888 (16.6)	1,894 (16.6)	1,910 (16.7)	1,953 (17.1)	2,002 (18.2)	1,844 (18.1)
認知度	Ⅱ a	464	466	467	469	480	448
	Ⅱ b	734	738	738	741	764	717
	Ⅲ a	382	384	385	390	396	377
	Ⅲ b	147	146	147	150	154	149
	Ⅳ	145	145	148	150	150	144
	M	9	9	9	10	9	9

(注) 1 ()書きは、高齢者人口に対する割合
2 令和5年度は6月末現在